

豊川市監査公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年3月31日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(上下水道部経営課・水道整備課)

監査実施期間 令和4年 9月16日から
令和4年11月16日まで

豊川市監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 現在、単年度で契約している水道地図情報電算機器保守委託及び水道事業会計システムソフトウェア保守管理業務委託について、経費節減及び事務の効率化の観点から、長期継続契約への移行を検討されたい。</p> <p>2 切手受払簿について、既存の様式では取扱職員の特定ができず、庶務担当職員の確認のみとなっていた。リスク管理の観点から、様式の見直しや所属長への報告を行うなどの手続きについて、適切な運用となるよう検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 水道事業会計システムソフトウェア保守管理業務委託については、令和5年度より3年間の長期継続契約に変更することとした。 また、水道地図情報電算機器保守委託については、受託業者より人件費の変動が大きく、流動的であるとの見解から、令和5年度からの長期継続契約へ変更することができなかったため、次期のシステム更新時に、再検討することとした。</p> <p>2 切手受払簿について、令和5年2月1日より取扱職員の特定と企業出納員への報告義務を要する様式に変更し、適切なリスク管理ができるような運用に変更した。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和5年3月27日現在のものである。